

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率を引き下げる等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

個人県民税の非課税措置の対象に单身児童扶養者を追加する。

(二) 法人事業税

法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率を引き下げる。

(三) 自動車税

ア 環境性能割

(ア) 環境性能に応じて定める税率の適用区分を見直すとともに、令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで臨時的軽減措置を講ずる。

(イ) 過疎地域等における一般乗合用バスに対する非課税措置に関して、県の条例で定めることとされている要件を規定する。

(ウ) 公共交通移動等円滑化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置を令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで講ずる。

(エ) 一定の要件を満たした新車の先進安全自動車を取得した場合に課税標準から一定額を控除する特例措置を令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで講ずる。

イ 種別割

(ア) 令和元年十月一日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に係る税率を引き下げる。

(イ) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の税率を軽減する特例措置（軽課）及び初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置（重課）の見直し等を行う。

(四) その他

地方税法等の改正及び元号が改められたことに伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

令和元年十月一日

二(一)については、令和三年一月一日

二(三)イ(イ)のうち、特例措置（軽課）の対象を電気自動車等に限定する見直し等

については、令和三年四月一日

二(四)のうち、個人県民税に係る規定の整備については、令和二年一月一日又は令和六年一月一日

二(四)のうち、不動産取得税に係る規定の整備については、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の附則第一条第二号に掲げる施行の日